

IV 生徒指導に関する事項

1. 生徒心得

総 則

生徒は、本心得に示す事項を日常生活に実行し、秩序ある学園を築きあげるよう不断の努力をしなければならない。

1. 礼 儀

1. 互いに相手の人格を尊重し、気持ちよく挨拶を交わし合うこと。
2. 言語動作は品位を重んじ、明瞭活発にすること。
3. 職員室等入室の際は服装を正し、ノックをし許可を受けること。

2. 服 装

1. 服装は正しく清潔に保ち華美にならないこと。
2. 通学及び他校訪問等公式の場においては制服を着用し、常に端正であるように心がけること。
3. 本校正規の服装は次の通りとする。

<男子の服装>

- (1) 制服は黒の詰襟学生服とし、制服に手を加えたりした異型のものは禁止する。
- (2) 夏季の略装は、次の通りとする。
 - (ア) ワイシャツ・ポロシャツとし、色は白とする。胸にワンポイント程度の入ったものはよい。
 - (イ) 教室で学生服を脱ぐ場合も上記（ア）を条件とするが、Tシャツは認めない。
- (3) ソックスは白色または紺色を基準とし、原色で華美なものは認めない。

<女子の服装>

- (1) 制服は黒のジャケット、スカート、ベスト、スラックスとし白ブラウスと朱色ネクタイを着用すること。
- (2) 夏季の略装は、次の通りとする。
 - (ア) 白ブラウス又は白ポロシャツにベストを着用し、ネクタイはしなくてもよい。(白ブラウスは開襟のものでもよい)
- (3) ソックスは白色または紺色を基準とする。又、ストッキング、タイツを着用する場合は原色で華美なものは認めない。
- (4) スカートの丈は膝丈くらいとする。

<その他男女共通>

- (1) ボタンは本校規定のものをつけること。
- (2) 校章・学年章は襟につけること。
- (3) 髪は高校生らしい清潔なものとする。派手な装飾品をつけること及び、人工的なウェーブをしたり着色や脱色することは認めない。

- (4) 化粧、マニキュア、ネックレス、指輪等の装飾品の着用は原則として認めない。
- (5) 通学用の靴は動きやすいものとし、華美なものはさげ、サンダルなどは認めない。上靴は指定のスポーツシューズとし、記名すること。
- (6) 上靴、外靴の区別をはっきりし、土足はしないこと。

- 4. 実習、体育以外は制服であること。
- 5. 実習、体育の服装は所定のものであること。
- 6. 病気、その他止むを得ず略装・異装するときは、ホーム・ルーム担任に申し出て許可を受けること。

3. 授 業

- 1. 生徒は授業中静粛にし、教師に対する尊敬の念を持ち、また、生徒相互の勉学を妨げないこと。
- 2. 生徒は自学自習の自主性に立って、教師との一体活動によって学習効果をあげること。
- 3. 生徒は始業時刻5分前に登校すること。
- 4. 遅刻・早退の場合は、その理由を教科担任及びホーム・ルーム担任に申し出て所定の手続きをとること。
- 5. 病気または止むを得ぬ事故、忌引などによる遅刻、早退、欠課、欠席等の届出は教務内規の定めるところによる。
- 6. 実験実習に於ける機械器具は、丁寧に扱い、清潔整頓に注意すること。
- 7. 自習時には静かに課題等を学習し、室外に出歩くことのないようにすること。

4. 校 内 生 活

- 1. 校内においては静粛につとめ、粗暴な行動を慎むこと。
- 2. 校舎校具及び備品は清潔整頓を心掛けこれを破損しないこと。誤って破損した場合は直ちに届出て指示を受けること。
- 3. 遺失物、拾得物等あった時は直ちに届出ること。
- 4. 許可なしに学校内において掲示しないこと。
- 5. 許可なしに学校外に用具を持ち出さないこと。
- 6. すべて校内生活には時間を厳守すること。
- 7. 掃除は毎日行ない点検をうけること。
- 8. 所持品には記名すると共に各自責任を持って大切に保管し、物品の売買、貸借及び金銭の貸借はしないこと。
- 9. 教室内の整理整頓は各自が常に心がけること。
- 10. 防火・防災に留意すると共に暖房器、消火器、消火栓等へのいたずらは絶対にしないこと。
- 11. 登校後は許可なく校外へ出ないこと。
- 12. 高校生の所持を禁じられているもの及び学生にふさわしくないものは所持しないこと。

5. 校外生活

1. 生徒の校外における生活は、常に社会の一員であるということを深く認識し、良識ある行動に努めなければならない。
2. 余暇を活かし、自己の向上充実に努めること。
3. 外出の際は、必ず保護者に行先を連絡し、高校生らしい端正な服装とすること。また、夜間外出は10時までとし、外泊は原則として認めない。
4. 未成年者の立入禁止場所へは入ってはいけない。また、非行化へのつながりがあると思われる場所への立入りは禁止する。
5. 飲酒、喫煙、窃盗、万引、暴力行為及び校則に違反する行為をしないこと。
6. 身分証明書は常に携帯し、関係者の請求があるときは提示すること。
7. 旅行、登山、アルバイト、合宿及び試合等を行なう場合は個人、団体を問わず保護者及びホーム・ルーム担任を通して届け出ること。

6. 通学および交通安全

1. 通学生は交通法規および交通道德を遵守すること。
2. 列車・バス通生は乗車マナーを守り、他人に迷惑をかけないこと。
3. 原動機付自転車（以下、「原付」という）あるいは自転車通学生は交通法規を守り、安全運転に心がけること。いかなる場合でも無免許運転をしてはならない。
4. 原付通学生は〈バイク免許取得および通学に関する条件〉を守ること。
5. 自転車通学生は〈自転車通学に関する条件〉を守ること。
6. 在学中に自動車運転免許を取得する場合は〈自動車運転免許取得に関する条件〉を守ること。
7. 通学に関する手続きは、新規および更新のいずれにおいても年度毎に実施する。